

令和6年度千葉県看護師特定行為研修等支援事業 意向調査の実施について

1 事業の目的・概要

県内の在宅医療の推進や医師の負担軽減のため、医師の判断を待たず、手順書により特定行為を行える看護師を養成する病院等の開設者に対して、研修費用を助成します。

2 補助事業者

所属している職員の身分を保持したまま、「特定行為研修」、「特定行為研修を組み込んだ新たな認定看護師教育（B課程）」を受講させた県内の病院、診療所、訪問看護ステーションの開設者。

3 補助対象経費

補助事業者が費用負担した受講費用（入学金、受講料、実習費、教材費、参考図書費）

4 補助率

- ①補助率は、補助事業者が負担した受講費用の2分の1
- ②補助基準額は受講者1人当たり75万円を上限とします。

(=1人当たり最大37.5万円の補助)



補助金申請等の手続

- ①**令和6年9月20日（金）までに**、下記「ちば電子申請サービス」により回答をしてください。

ちば電子申請サービス

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=34326

※受講者数が多数の場合、1病院当たりの人数を調整します。

- ②県が補助人数等を調整後、後日交付申請書を依頼しますので、ご提出をお願いします。

留意事項

- ①令和6年度の補助対象となるのは、**研修の修了日が令和6年4月1日～令和7年3月31日までの研修**です。

※研修は令和6年度であるが、修了日が令和7年4月1日以降となる場合は、今年度の補助対象ではなく、来年度の補助対象となります。

- ②詳細は、千葉県ホームページの「千葉県看護師特定行為研修等支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。
- ③ちば電子申請サービスの回答フォームURLは千葉県ホームページにも掲載しております。

【千葉県HP】看護師特定行為研修等支援事業について（ページ番号：534857）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/kangoshi/tokuteikoui.html>

担当：千葉県健康福祉部医療整備課
看護師確保推進室 長嶋
電話：043-223-3885
E-Mail：ryosei3@mz.pref.chiba.lg.jp